

# 横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第2198号)

令和元年12月19日

横情審答申第2198号

令和元年12月19日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成30年5月9日健こ第87号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく診察についての書類のうち、審査請求人に係る部分」の個人情報非訂正決定に対する審査請求についての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく診察についての書類のうち、審査請求人に係る部分」の個人情報非訂正とした決定は、妥当である。

## 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく診察についての書類のうち、審査請求人に係る部分」（以下「本件保有個人情報」という。）の個人情報訂正請求（以下「本件訂正請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成30年1月24日付で行った個人情報非訂正決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

## 3 実施機関の非訂正理由説明要旨

本件保有個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「条例」という。）第37条第2項の規定に基づき全部を非訂正としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 本件保有個人情報は、特定年月日に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第23条の規定に基づく警察官の通報（以下「本件通報」という。）を受けて、実施機関が、警察官、関係機関及び関係者（以下これらを総称して「関係機関等」という。）とやりとりした内容を要約し、簡潔に記録しているものであり、関係機関等の発言内容を逐一記録する性質のものではない。当該記録の内容が、審査請求人の認識と異なるとしても、記録した職員は、関係機関等の発言に基づき、その発言の範囲内で記録をとるため、発言に反する内容や全く存在しない発言について記録することはない。
- (2) 本件保有個人情報の利用目的は、審査請求人以外の第三者に法第27条の規定による診察をさせる必要があるかを横浜市が判断するために用いることである。本件訂正請求に係る保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）は、当該判断に影響を及ぼすことなく、当該第三者は故人であることから本件保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内であるとは認められないため、非訂正とした。

## 4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している本件処分に対する意見

は、次のように要約される。

- (1) 本件処分の無効の確認を求める。
- (2) 実施機関が審査請求人から聴取した事実がないのだから、審査請求人の発言そのものが存在していない。本件保有個人情報、精神保健福祉法第23条警察官通報対応マニュアル（横浜市区福祉保健センター精神保健福祉業務マニュアル第7章●2をいう。）及び条例第8条第1項の規定に違反して作成されたものである。
- (3) 審査請求人が本件訂正請求により訂正を求めている内容は、全て事実と相違する事項であるから、条例第9条第1項の規定に違反している。
- (4) 本件処分の個人情報非訂正決定通知書には、処分の根拠規定が示されていない。また、当該通知書には著しい事実誤認があるため、本件処分は、無効である。
- (5) 本件保有個人情報には、審査請求人からの聴取として、実施機関が又聞きした話が不必要な事項まで書き込まれており、条例第7条第2項の規定に違反している。
- (6) 本件処分の個人情報非訂正決定通知書には、横浜市こころの健康相談センター長（以下「センター長」という。）が虚偽とき弁を弄し、市民を愚弄しようとする意識が如実に表れている。信用失墜行為（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第33条）に該当するため、センター長の懲戒処分を求めるとともに、虚偽公文書作成等の罪（刑法（明治40年法律第45号）第156条）で告発することを求める。

## 5 審査会の判断

### (1) 措置診察に係る事務について

法第27条では、法第23条の規定に基づく警察官の通報（以下「法第23条通報」という。）等があった者について、都道府県知事（政令指定都市の場合は、市長。以下同じ。）は、調査の上必要があると認めるときは、精神保健指定医（以下「指定医」という。）による診察（以下「措置診察」という。）をさせなければならないこととされている。横浜市では、措置診察の実施の要否を判断するための調査においては、法第23条通報等があった者の氏名、住所、性別、生年月日のほか家族状況、治療歴、精神症状の概要及び現在の状況等を関係機関等に確認し、精神障害による自身を傷つけ又は他人に害を及ぼす（以下「自傷他害」という。）おそれについて調査し、「措置入院のための移送に関する事前調査票」及び「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第23条通報受理書」（以下「通報受理書」という。）を作成し、措置診察の実施の要否を決定する決裁を経ている。

都道府県知事は、措置診察の結果、措置診察を受けた者が精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害による自傷他害のおそれがあると認めるときは、法第29条第1項の規定に基づき、その者を国等が設置した精神科病院等に入院させる決定を行う。

(2) 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、平成29年10月10日付個人情報開示決定通知書で開示された通報受理書のうち審査請求人に係る部分であり、当該通報受理書は、本件通報があった審査請求人の子（以下「特定個人A」という。）について、実施機関が、法第27条の規定に基づき調査し、作成したものである。

当該通報受理書には、本件通報の受信日時、受信者、通報者のほか特定個人A及び現に保護の任に当たっている者等の氏名、性別、生年月日、住所、特定個人Aの現在の保護場所、保護日時、家族状況、保護した原因、治療歴、精神症状の概要及び現在の状況等が記載されている。そのうち、本件保有個人情報は、現に保護の任に当たっている者等に係る事項並びに特定個人Aの治療歴、精神症状の概要及び現在の状況について審査請求人からの聴取により記載したとされている部分である。

なお、実施機関は、本件処分の個人情報非訂正決定通知書、諮問書及び弁明書において、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく診察」を「精神保健及び精神障害福祉に関する法律に基づく診察」と記載しているが、誤記であると思われる。

(3) 本件処分の妥当性について

ア 保有個人情報の訂正義務について、条例第36条では、「実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。」と規定している。

イ 自己を本人とする保有個人情報の訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるかどうかを判断するためには、訂正請求の内容のとおり保有個人情報が事実でないかどうかを調査する必要があるが、訂正をすることが利用目的の達成に必要でないことが明らかな場合は、特段の調査を行う必要はなく、利用目的に照らして訂正の必要がないときは、訂正する義務はないと解される。

ウ 本件保有個人情報の利用目的は、実施機関の説明によれば、本件通報があった特定個人Aについて、措置診察を実施する必要があるかを都道府県知事が判断するために用いることである。措置診察を実施する判断をした場合には、指定医に措置診察を依頼するために本件保有個人情報を提供し、措置診察の参考資料として使用される。当審査会が実施機関に確認したところによると、措置診察を実施しない判断をした場合にも、精神保健及び精神障害者の福祉に関し必要な支援を継続するために参照することがあるとのことである。

エ 本件保有個人情報がその利用目的を達成しているかについて、当審査会において実施機関に確認したところ、「「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく診察について」（平成29年3月7日健こ第2853号）により、特定個人Aについて措置診察を実施しない判断をしており、本件保有個人情報は、当該起案文書の添付文書である。」及び「特定個人Aは故人であることから、精神保健及び精神障害者の福祉に関し必要な支援を継続するために、本件保有個人情報を参照することもない。」との説明があった。

オ 当審査会において当該起案文書を見分したところ、特定個人Aについて措置診察を実施しない判断がなされていることが認められたことから、本件訂正請求時において、本件通報があった特定個人Aについて措置診察の実施の要否の判断は確定している。

また、実施機関の説明によれば、特定個人Aは既に死亡しているとのことであるから、本件訂正請求時において、本件保有個人情報は、特定個人Aについて精神保健及び精神障害者の福祉に関し必要な支援を継続するために参照されることもない状態になっていたと考えられる。

本件保有個人情報は、当該起案文書の添付文書であることから、本件訂正請求時においては、本件通報があった特定個人Aについて措置診察を実施する必要があるかを都道府県知事が判断した事実を一定の期間把握しておく目的で保有していたと認められる。

条例による訂正請求の制度は、正確でない保有個人情報に基づいた行政処分その他の行政行為等により、本人が不測の権利利益侵害を被ることを未然に防止することを趣旨目的として設けられているところ、本件保有個人情報を保存文書として保有していることのみをもって、審査請求人の権利利益に直接係るものということは困難であると考えられる。

よって、本件保有個人情報、本件訂正請求時には、既にその利用目的を達成していたというべきである。

本件訂正請求に係る保有個人情報を訂正することは、本件保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内では明らかなことである。

カ 審査請求人は、実施機関が審査請求人から聴取した事実がないのだから、審査請求人の発言そのものが存在しないとして、審査請求人からの聴取として本件保有個人情報に記載された内容の訂正を求めているが、条例第36条に規定する訂正義務は利用目的の達成に必要な範囲内での訂正を義務付けるものであり、上記イのとおり、訂正をすることが利用目的の達成に必要なことが明らかな場合は特段の調査を行わない。上記オのとおり、本件訂正請求に係る保有個人情報を訂正することが本件保有個人情報の利用目的の達成に必要なことは明らかなことである。条例は、このような場合にまで、本件保有個人情報の内容について特段の調査を遂げた上で訂正することを要請しているものではなく、本件保有個人情報を訂正する義務はない。

キ 審査請求人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

ク したがって、本件訂正請求には理由があるものと認めることはできない。

#### (4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件保有個人情報を非訂正とした決定は、妥当である。

#### (第三部会)

委員 藤原静雄、委員 金井恵里可、委員 久保博道

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成30年5月9日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
平成30年6月13日	・実施機関から反論書の写しを受理
平成30年6月21日 (第236回第三部会) 平成30年6月22日 (第339回第二部会) 平成30年6月26日 (第316回第一部会)	・諮問の報告
令和元年6月20日 (第248回第三部会)	・審議
令和元年7月18日 (第249回第三部会)	・審議
令和元年9月19日 (第251回第三部会)	・審議
令和元年10月17日 (第252回第三部会)	・審議
令和元年11月18日 (第253回第三部会)	・審議